

裁 決 書

審査請求人

代理人

処分庁

平成22年6月7日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護変更決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成22年5月18日に決定した生活保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第25条第2項に基づき、平成22年5月18日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成22年6月7日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、生活保護変更決定通知書によると「平成22年6月1日 世帯分離（長女）6/1付世帯分離」としている。

これに対して請求人は、「世帯分離できる場合でなく、また不利益処分であ



るところ通知書にその理由が一切記載されていない。」と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成21年4月28日 処分庁は請求人世帯の生活保護を開始する。
- (2) 平成22年5月11日 処分庁は請求人に対し、請求人長女は稼働年齢であり、稼働能力があるにもかかわらず就労が無い場合は世帯分離もありえる と伝える。
- (3) 同年5月18日 請求人長女の就労がないことを確認し、処分庁は本件処分を決定する。
- (4) 同年6月7日 当庁にて審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (5) 同年同月22日 処分庁からの弁明書を当庁が受理。当庁は弁明書の副本を請求人へ送付。反論書の提出を求める。
- (6) 同年7月12日付 請求人からの反論書を当庁が受理。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

ウ 法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と、世帯単位の原則について定めている。

エ 法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第2項の規定は、この場合に準用する。」と、職権による保護の変更について定めている。

オ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知、以下「局長通知」という。）第1-2では、「同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。」とし、(1)では「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」と世帯分離について定めている。

カ 局長通知第4-1では、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と稼働能力の活用について定めている。

キ 生活保護問答集について（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局 保護課長事務連絡）問10-14の答で、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第2項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあることから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」と決定通知書の決定理由について定めている。

(2) 本件処分について

本件処分においては①世帯分離が適法か否か、②本件処分の理由付記が十分か否かが争点となる。

① 世帯分離が適法か否か

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることを原則としている（法令等ウ）が、特定の者だけを別に生活しているものとみなして別世帯の取扱いとする世帯分離をすることもできることとされ、具体的な例として稼働能力がありながら働く努力をしない者がいるときは、その者を切り離して他の家族だけを保護することがある（法令等オ）。世帯員のなかで稼働能力がありながら働かない場合は、保護の補足性の原理に照らして保護の要件を欠いており、保護を受けることができなくなり（法令等イ）、働かない世帯員1人のために世帯員全員が保護を受けられないことを防ぐため、働かない世帯員のみを除外して、残った世帯員を一つの世帯として保護する取扱いである。

以上のことから本件を見るに、稼働能力の有無は①稼働（身体）能力があるか、②就労する意思があるか、③就労の場はあるか、により判断することとされている（法令等カ）ところ、請求人長女は、高校不合格後短期間のうちにホテルの清掃員としての仕事を得て、1日就労していることから、稼働するための身体的能力があり、就労の場もあることが認められる。また、就労の意思については、本年4月時点において一旦就労していることからその時点においては認められるものの、仕事を辞めた以降就労に向けた具体的な活動を行っていない。以上によれば、本件処分当時の請求人長女について、稼働能力を活用しているとまでは認められず、処分庁が行った世帯分離は適法に行われている。また、請求人は反論書において、本件処分は法第62条に基づく指導指示に違反したことによる処分であることから、弁明の機会が与えられる必要があるところ、弁明の機会が与えられておらず、法に違反している旨主張しているが、本件処分は職権により保護の変更がされていることが認められ（法令等エ）、その場合は弁明の機会を設けずとも職権により保護の変更が可能であり、請求人の主張には理由がない。

②本件処分の理由付記が十分か否か

処分庁による本件処分の理由は「平成22年6月1日 世帯分離（長女）6/1付世帯分離」としている。一般に、法律が行政処分の理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを決定すべきであり、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要なかつ十分な内容であ



り、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとされる（法令等キ）。本件処分は法第25条第2項に基づく処分であり、決定の理由を付さなければならないとされているところ、本件処分の変更決定通知書では、理由は世帯分離という結果を記入しているのみであり、世帯分離という処分に至った理由についての記入が無い。口頭で十分説明していれば理由付記が免除されることはなく、処分庁による本件理由の記載内容は十分とは認められない。

本件処分については瑕疵があることは前述のとおりであり、請求人の主張は認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年7月26日

沖縄県知事
仲井眞 弘多

